⑮　本工事は、参考見積書を競争参加資格確認資料と併せて提出する試行工事である。
⑯　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
⑰　本工事は、男女別の環境改善型トイレ（「快適トイレ」という。）の設置について、推進する工事である。
⑱　本工事は、契約数量の一部について、当初は率計上により積算し変更時に精算を行う概略発注方式の試行工事である。
⑲　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用の促進を図るため、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
⑳　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する工事である。
㉑　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
㉒　本工事は、熱中症対策として日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う試行工事である。
㉓　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
㉔　本工事は、見積参考資料の参考事項として一部の単価を公表する試行工事である。
㉕　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（受注者希望型）である。
㉖　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
㉗　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行工事である。
㉘　本工事は、受注者から希望があった場合、監督職員と協議の上、監督職員の検査等を行うための立会いの一部について、ウェアラブルカメラ等を利用した遠隔臨場を行うことができる試行工事である。
㉙　本工事は、設計・発注条件と現場条件の不一致を防止するため、入札公告時に条件明示該当項目チェックリストを公表し、契約後に条件明示チェックリストにより現場条件等を受発注者間で確認する「条件明示該当項目チェックリスト公表の試行工事」である。
㉚　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。
㉛　本工事は、技術提案の作成にあたり、当該工事の設計データの閲覧ができる試行工事である。
㉜　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。
㉝　本工事は、施工の効率化等による猛暑対策に関する技術提案テーマを設定し、猛暑対策の取組を評価する試行対象工事である。
㉞　本工事は、申請期間中に特定の配置予定技術者が拘束されることを緩和する試行工事である（詳細は入札説明書による。）。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であること。

なお、特定ＪＶの構成員は最大３社とする。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち「一般土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　沖縄総合事務局における一般土木工事に係る一般競争参加資格認定の際に、客観的事項（共通事項）について算出した点数（経営事項評価点数）が、1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては1,000点）以上であること。
⑸　単体有資格業者、経常ＪＶ、特定ＪＶの代表者及び特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記に示す要件を有すること。
　ｱ　単体有資格業者は、平成23年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①と③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
　ｲ　経常ＪＶにあっては、構成員の１社以上が、平成23年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①と③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
　ｳ　特定ＪＶとする場合の代表者は、平成23年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、平成23年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる②と③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

上記ｱ～ｳの施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

①　基礎型式が鋼管杭で杭長30m以上の施工実績を有すること。
②　基礎型式が鋼管杭の施工実績を有すること。
③　沖縄県赤土等流出防止条例に基づく、赤土等流出防止対策もしくは同等以上の水質汚濁防止対策の施工実績を有すること。なお、同等以上の水質汚濁防止対策の施工実績とは、事業行為に伴い降雨時に発生する赤土等の流出を防止するための発生源対策等があり、かつ濁水の排水基準（浮遊物質量200㎎／Ｌ以下）が設定されている対策をいう。

ただし、①と③及び②と③は同一工事である必要はない。

当該実績が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち上記に示す実績にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　単体有資格業者、経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの代表者及び特定ＪＶの代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

なお、専任補助者を配置する場合、主任技術者又は監理技術者は、下記①、③、④、⑤に示す資格を有する者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②ｱ　単体有資格業者の配置予定技術者にあっては、平成23年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、上記⑸①と③に掲げる工事の経験を有する者であること。
　ｲ　経常ＪＶの配置予定技術者にあっては、構成員の１社以上が、平成23年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、上記⑸①と③に掲げる工事の経験を有する者であること。
　ｳ　特定ＪＶとする場合の代表者の配置予定技術者にあっては、平成23年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、上記⑸①に掲げる工事の経験を有する者であること。代表者以外の構成員の配置予定技術者にあっては、平成23年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、上記⑸③に掲げる工事の経験を有する者であること。